

愛西市学校給食センター
調理等業務包括委託

募集要項

令和8年7月

愛西市

目次

用語の定義	1
第1 本書の位置付け	2
第2 対象事業の概要	2
1 事業名	2
2 公共施設等の管理者の名称	2
3 事業実施場所及び施設概要	2
4 事業内容	3
第3 民間事業者の募集・選定に関する事項	6
1 募集及び選定スケジュール	6
2 募集及び選定の手続き	7
第4 応募者に関する条件	12
1 応募者の備えるべき参加資格要件	12
2 参加にあたっての留意事項	13
第5 提案に関する条件	15
1 施設の維持管理、運営等の提案等に関する条件	15
2 提案価格に関する条件	15
第6 契約に関する事項	17
1 契約の締結	17
2 履行保証人と契約保証金	17
第7 募集要項等に関する問い合わせ	18
別紙1 リスク分担表	19
別紙2 供給食数の予測	22

用語の定義

市	愛西市をいう。
本事業	愛西市学校給食センター調理等業務包括委託をいう。
本施設	愛西市学校給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含むすべての施設をいう。
現事業	平成 22 年6月に事業開始、平成 24 年4月に供用開始、令和9年3月 31 日に事業期間を満了するPFI事業(BTO方式)をいう。
配膳室	本事業において配送対象となる学校に現状整備されている本施設から配送された給食の一時保管及び配膳業務を行う場所をいう。
応募者	本プロポーザルに参加しようとする者で、指定する期日までに、参加表明書及び必要書類を提出したものをいう。
優先交渉権者	審査の結果により、得点の合計が最も高い提案(第1位)を行ったものをいう。
受注者	優先交渉権者と本業務の仕様について協議を行い、その内容を決定し、本契約を締結したものをいう。
募集要項等	公募の際に、市が公表する書類一式(募集要項、要求水準書、審査基準、契約書(案)及び様式集)をいう。
コンソーシアム	本事業を実施するために設立するコンソーシアムをいう。
構成員	コンソーシアムの構成企業で、本事業の全部もしくは一部を請負う者をいう。他のコンソーシアムの構成員及び協力企業となることはできない。
代表企業	構成員のうち、構成員を代表し契約等を行う者をいう。
協力企業	コンソーシアムの構成企業に協力する企業で、本事業の一部を構成員から請負う者をいう。また、他のコンソーシアムの協力企業となることが可能である。
運営企業	本事業の調理等業務及び配膳業務の運営を行う構成員をいう。
維持管理企業	本事業の維持管理を行う構成員もしくは協力企業をいう。
調理設備企業	本事業の調理設備定期点検・保守業務を行う構成員もしくは協力企業をいう。
配送企業	本事業の給食配送・回収業務を行う構成員もしくは協力企業をいう。
配送校	本事業における給食配送及び配膳業務の対象となっている、永和小学校、市江小学校、佐屋小学校、佐屋西小学校、立田南部小学校、立田北部小学校、永和中学校、佐屋中学校、立田中学校をいう。

第1 本書の位置付け

本募集要項は、愛西市学校給食センター調理等業務包括委託の実施に当たり、応募に必要な事項や条件、優先交渉権者を選定するための手順等を示すものである。

第2 対象事業の概要

1 事業名

愛西市学校給食センター調理等業務包括委託

2 公共施設等の管理者の名称

愛西市長 日永 貴章（ひなが たかあき）

3 事業実施場所及び施設概要

項目	内容
施設名称	愛西市学校給食センター 
住所	愛知県愛西市森川町村仲 11 番地 1
敷地面積	敷地面積:5,499.18 m ²
構造	鉄骨造 2階建
施設規模	1階:1,958.26 m ² 2階:554.74 m ² 延床面積:2,513.00 m ²
主要施設	施設本体(給食エリア、事務エリア、その他) 付帯施設(出入口、門扉、駐車場、防火水槽、ゴミ置き場、駐輪場、浄化槽、太陽光発電装置、風力発電装置、その他)
調理方式、食数及び校数等	ドライ方式 電化厨房 電気クッキングケトル(回転釜):330ℓ×3台、200ℓ×6台 スチームコンベクションオーブン:5台 連続フライヤー:1台 真空冷却器:1台 使用食器:ポリエチレンナフタレート(PEN樹脂) 調理食数約 2,500食/日 最大能力 4,500食/日 小学校6校・中学校3校:永和小学校、市江小学校、佐屋小学校、佐屋西小学校、立田南部小学校、立田北部小学校、永和中学校、佐屋中学校、立田中学校 年間:196日 献立数:1献立

学校名	住所	学校名	住所
永和小学校	大井町弥八115番地	立田北部小学校	新右エ門新田町郷前83番地
市江小学校	東條町西田面77番地	永和中学校	善太新田町七草平111番地1
佐屋小学校	須依町東田面17番地	佐屋中学校	須依町東田面2番地
佐屋西小学校	内佐屋町河原136番地	立田中学校	石田町宮東1番地
立田南部小学校	山路町小割7番地		

4 事業内容

(1) 事業目的

本施設は、PFI事業(BTO方式)として平成22年6月に事業開始、平成24年4月に供用開始し、令和9年3月31日で事業期間が満了することとなる。本事業は、本施設における令和9年4月以降の次期事業の実施にあたり、民間事業者のノウハウ等を活用しながら施設維持管理や運営等について、より効率的かつ安定的に質の高いサービス(安全・安心な学校給食)を提供することを目的とする。

(2) 事業方式

包括的民間委託とする。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 準備期間: 契約日翌日から令和9年3月31日まで

イ 維持管理・運営期間: 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

なお、令和14年4月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて本事業の受注者の意見を聴きながら、市が事業期間内に決定する。

(4) 業務範囲

受注者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

① 準備業務

給食業務を遅滞なく開始するための引継ぎ等準備を行う。

② 維持管理業務

ア 建築物・建築設備等の維持管理業務

- ・建築物の保守管理業務(建築物の点検、保守を含む)
- ・建築設備の保守管理業務(建築設備の点検、運転・監視、保守、分解整備等を含む)
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務

イ 調理設備等の維持管理業務

- ・調理設備の保守管理業務(調理設備の点検、運転・監視、保守、分解整備等を含む)
- ・調理備品の保守管理業務(調理備品の点検、保守を含む)
- ・食器・食缶等の保守管理業務(食器・食缶等の点検、保守を含む)

ウ 更新・修繕業務

建築物・建築設備等及び調理設備等において、市が定めるものを更新・修繕する。なお、市の定める範囲は、要求水準書にて示す。

エ その他

- ・事務備品の保守管理業務(ただし、市職員用事務室内の事務備品については市が保守管理を行う。)
- ・更新・修繕計画立案業務

③ 運営業務

ア 調理等の運営業務

- ・検収補助業務
- ・調理業務
- ・洗浄業務
- ・日常清掃業務
- ・残滓処理業務(米飯・パン・麺及びデザート類の残滓についても残滓処理対象とする。)
- ・衛生管理業務

※調理過程で発生したゴミや、その他廃棄物の処理は、受注者の事業範囲とする。各配送校で発生したゴミ並びに飲用牛乳及び食缶から食器へ取り分けを行わなかった主食の残滓は市が処分を行い、その他残滓は本施設へ回収し事業者が処分を行う。

イ 給食配送・回収等の運営業務

- ・給食配送・回収業務(米飯・パン・麺及びデザート類の残滓についても回収対象とする。)
- ・配送車両調達・維持管理・更新業務

ウ 配膳の運営業務

- ・配送校における配膳業務

エ その他

- ・見学・試食会等の受入支援
- ・大規模災害時の協力
- ・食育関連事業の資料作成支援

④ 事業終了時の引継ぎ業務

本施設の引継ぎ時における状態及び事業者が使用した各種マニュアル等を市または次期事業者へ引継ぎを行う。

(5) (参考)運営に関して市が実施する主な業務

- ・検収業務

- ・献立等作成業務
- ・食材調達業務
- ・広報業務(見学者対応を含む)
- ・給食費の徴収管理業務
- ・食数調整業務
- ・米飯・パン・麺・牛乳及びデザート類の調達・配送校への配送業務(市が別途発注した業者が実施)
- ・米飯・パン・麺・牛乳及びデザート類の容器等回収業務(市が別途発注した業者が実施)

(6) 光熱水費の支払いについて

光熱水費は受注者の負担とする。

第3 民間事業者の募集・選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール

本事業では、民間事業者の高度な能力やノウハウに基づく効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

民間事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。ただし、市の休日を定める条例(平成17年4月1日条例第2号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)には、受付を行わない。

項目	日程
公告	令和8年7月1日(水)
募集要項等の配布期間	令和8年7月1日(水)～ 令和8年7月31日(金)午後4時
募集要項等の参加表明書提出に関する 質問受付期限	令和8年7月15日(水)午後4時
募集要項等の参加表明書提出に関する 質問回答日	令和8年7月22日(水)
参加表明書及び第1次審査書類の受付期限	令和8年7月31日(金)午後4時
現地見学会への参加申込書の受付期限	令和8年7月31日(金)午後4時
第1次審査結果通知	令和8年8月10日(月)
現地見学会の開催	令和8年8月14日(金) 午前9時から午後4時
募集要項等のその他部分に関する 質問受付期限	令和8年8月21日(金)午後4時
募集要項等のその他部分に関する 質問回答日	令和8年9月4日(金)
業務提案書等の提出期限	令和8年9月30日(水)午後4時
第2次審査(総合審査)の実施 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年10月16日(金) 午後1時30分(予定)
審査結果の通知 及び優先交渉権者の決定	令和8年10月27日(火)
見積依頼	令和8年11月上旬
契約締結	令和8年11月中旬
準備期間	契約締結翌日から 令和9年3月31日
維持管理・運営期間	令和9年4月1日から 令和14年3月31日

2 募集及び選定の手続き

(1) 参加表明書及び第1次審査書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び第1次審査書類を次のとおり提出し、第1次審査として参加資格の審査を受けることとする。

ア 受付期間:令和8年7月1日(水)から7月31日(金) 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所:愛西市教育委員会 学校教育課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

電話: 0567-55-7136

ウ 受付方法:直接持参、もしくは簡易書留により提出すること。なお、簡易書留の場合は受付期限内に必着とする。

エ 提出書類:参加表明書、第1次審査書類を正本1部提出すること。詳細は様式集に提示する。

オ 通知方法:第1次審査結果を令和8年8月10日(月)に応募者すべてに対して、書面により通知するほか、愛西市ホームページにおいて公表する。

(2) 現地見学会の受付

現地見学会を、次のとおり開催する。応募者は、様式集にある現地見学会への参加申込書(様式7)に必要な情報を記載のうえ、以下に示すEメールアドレスへ送付すること。なお、現地見学会の参加対象となる応募者は、第1次審査において参加資格を有すると認められた者とする。

① 日時:令和8年8月14日(金)の午前9時から午後4時の間に実施する。

② 場所:愛西市学校給食センター

③ 留意事項:

ア 応募者は令和8年7月31日(金)の午後4時までに、Eメール(※)により申し込むこと。

※件名は「現地見学会 参加申込書【事業者名】」とすること。

※本文に【応募者の所属・役職・氏名・連絡先(電話・FAX・Eメール)】を記載すること。

※Eメール:gakko-kyoiku@city.aisai.lg.jp

イ 参加人数は、1応募者につき5名までとする。

ウ 募集要項等、資料の配布はしないので、各自持参すること。

エ 調理室内に入場する方は、清潔な白衣、帽子、上履き(2足、汚染用・非汚染用)を持参すること。

オ 見学当日に発熱(37.5℃以上)又は嘔吐・下痢等の体調不良の方は、調理室等への入場を認めない。また、同居する家族にも同様の症状がみられる場合は、入場することができない。

カ 見学の際は、設備機器などには手を触れないこと。

キ 見学に当たっては、市職員の指示に従うこと。

ク 現地見学会では、募集要項等に関する質問は一切受け付けない。

- ケ 見学会当日から直近 2 週間以内に実施した腸内細菌検査を提出する必要がある。
- コ 従業員の顔等個人情報に関するもの、各種マニュアル・掲示物・書類等で会社名の入ったものは撮影不可とする。

(3) 質問の受付

① 募集要項等の参加表明書提出に関する質問受付

募集要項等の参加表明書提出に関する質問を次のとおり受け付ける。応募者は、様式集にある募集要項等の参加表明書提出に関する質問書(様式 1-1)に必要な情報を記載のうえ、以下に示す E メールアドレスへ送付すること。

ア 受付期限:令和8年7月15日(水)午後4時まで

イ 受付方法:募集要項等の参加表明書提出に関する質問書に記入の上、E メールにより提出すること。

【Eメール】gakko-kyoiku@city.aisai.lg.jp

ウ 件名には、「【愛西市学校給食:企業名】 募集要項等の参加表明書提出に関する質問」とすること。

② 募集要項等のその他部分に関する質問受付

募集要項等のその他部分に関する質問を次のとおり受け付ける。応募者は、様式集にある募集要項等のその他部分に関する質問書(様式 1-2)に必要な情報を記載のうえ、以下に示す E メールアドレスへ送付すること。

ア 受付期限:令和8年8月21日(金) 午後4時まで

イ 受付方法:募集要項等のその他部分に関する質問書に記入の上、Eメールにより提出すること。

【Eメール】gakko-kyoiku@city.aisai.lg.jp

ウ 件名には、「【愛西市学校給食:企業名】 募集要項等のその他部分に関する質問」とすること。

(4) 質問に対する回答

募集要項等の参加表明書提出に関する質問及び募集要項等のその他部分に関する質問に対する回答書を、以下の日程で愛西市公式ホームページにて公表する。

募集要項等の参加表明書提出に関する質問の回答日 : 令和8年7月 22 日(水)

募集要項等のその他部分に関する質問の回答日 : 令和8年9月4日(金)

(5) 業務提案書等の受付

第1次審査を経て参加資格を有すると認められた応募者は、業務提案書等を次のとおり提出し、第2次審査を受けることとする。

- ア 受付期間:令和8年8月10日(月)から令和8年9月30日(水) 午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所:愛西市教育委員会 学校教育課
〒496-8555 愛西市稲葉町米野 308 番地
- ウ 受付方法:受付場所に直接持参し提出すること。
- エ 提出書類:見積価格に関する提出書類(様式9,10)及び業務提案書等(様式 11~32)を提出すること。提出部数は、様式9~13は製本1部、様式14~32は正本1部、副本9部の合計10部とした上で、データを保存したCD-R(又はDVD-R)を2枚提出すること。詳細は様式集に提示する。

(6) 第2次審査(総合審査)の実施(プレゼンテーション及びヒアリング)

提案内容の確認のため、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおりに実施する。

- ア 実施場所:愛西市役所北館 2階会議室 2-1, 2-2
- イ 実施日時:令和8年10月16日(金) 午後1時30分から(予定)
- ウ 通知方法:業務提案書の提出時に、応募者に対して第2次審査の通知を行う。
- エ 方法:(ア)プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、業務提案書の提出時に先着者からくじを引き決定する。
 - (イ)各者のプレゼンテーションを受け、終了後、愛西市学校給食センター調理等業務特定審査会(以下「特定審査会」という。)委員がヒアリングを行う。
 - (ウ)パソコン、プロジェクターを使用して説明すること。パソコン及びケーブル、データについては提案者が持参し、プロジェクターは市で用意する。なお、プロジェクターの入力端子はHDMI端子のみ対応している。なお、実施場所の見学は令和8年10月6日(火)午前9時から午後2時に行う。実施場所の見学を希望する者は、業務提案書等提出時に申し出ること。
 - (エ)プレゼンテーションは、あらかじめ提出した業務提案書に記載した内容に限り行うものとする。提出した業務提案書の内容以外の資料を使用した場合は減点とする。
 - (オ)ヒアリングにおいては、提案者の第1次審査書類についても確認する場合がある。
 - (カ)業務提案書に虚偽の記載をした場合には、業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
 - (キ)プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに学校教育課に連絡し、その指示に従うこと。

(ク)プレゼンテーションにおいては、社名が分からないように工夫すること。資料等に社名が明記されている場合は減点とする。また、プレゼンテーション中に社名を発言した場合も減点とする。

オ 出席者:10名以内

カ 発表時間:45分(発表時間30分、質疑応答15分)

キ 審査基準:審査方法及び評価基準については、審査基準にて詳細を示す。

(7) 資料の閲覧

愛西市学校給食センターに関する資料及び配膳業務対象となる配膳室資料について、希望する事業者に対して資料の閲覧を認める。要領については、次のとおりとする。

① 閲覧資料

ア 愛西市学校給食センター竣工図

イ 配送校配膳室配置図

ウ 設備機器リスト

エ 什器備品リスト

オ 修繕機器リスト(調理設備、調理備品、食器・食缶)

カ 令和7年度の修繕履歴

② 閲覧方法及び留意点

ア 愛西市教育委員会 学校教育課学校給食センターに電話(0567-24-2635)にて問い合わせをし、閲覧希望日に資料の有無を確認した上で、学校給食センター(〒496-0943 愛西市森川町村仲11番地1)にて資料の閲覧を行う。

イ 閲覧期間は、特に事情がない限り、開庁日の午前9時から午後4時までとする。

ウ 閲覧書類の貸出し及びコピーサービスは行なわない。ただし、資料の撮影は許可するが、本業務委託への応募目的に限る。

エ 申請書(様式自由)を持参し、提出すること。

(8) 辞退の受付

参加表明書等提出後に応募を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。

ア 受付場所:愛西市教育委員会 学校教育課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野308番地

イ 受付方法:直接持参、もしくは簡易書留により提出すること。

提出書類:辞退届(様式8)を提出すること。

(9) 優先交渉権者の決定・公表

提出された業務提案書等について、「審査基準」に従って総合的な評価を行い、特定審査会

の審査を経て優先交渉権者を決定する。

審査結果及び優先交渉権者については、速やかに応募者に通知するとともに、事業契約の締結後、愛西市公式ホームページにて公表する。

第4 応募者に関する条件

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、維持管理企業、運営企業、調理設備企業及び配送企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、構成員の中から代表企業を定めるものとする。維持管理企業、運営企業、調理設備企業及び配送企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- イ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後の PPP 普及の意味から、市内に本社等を有する者の積極的な参加を期待する。優先交渉権者の審査にあたっては、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮する。
- ウ 応募者の構成員及び協力企業は参加表明後の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行う。
- エ 参加する運営企業は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、維持管理企業、調理設備企業及び配送企業は、複数のグループの協力企業となることが可能であるが、複数のグループの構成員となることはできない。
- オ 優先交渉権者に対し、SPCの設立を求めない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業(以下、「構成員等」という。)は、次の参加資格要件を満たす者とする。

- ア 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 運営企業は、次の要件を満たしていること。
 - ・学校給食施設又は特定給食施設における調理業務の実績(1日 2,500 食以上かつ3年以上)、及びその運営能力を有していること。
 - ・HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。
 - ・アレルギー除去食の調理提供を含む学校給食センター調理業務委託を受注した経験があること。
- エ 調理設備企業は、次の要件を満たしていること。
 - ・ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設への調理設備の調達・納入及び保守、更新・修繕等の実務実績を有していること。
- オ 配送企業は、次の条件を満たしていること。
 - ・学校給食施設の配送の実務実績を有していること。
- カ 維持管理企業は、次の条件を満たしていること。
 - ・学校給食施設の維持管理実績(1日 2,500 食以上かつ3年以上)
- キ 令和8・9年度愛西市入札参加資格者名簿(物品等)に登録している者であること。

- ク 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に該当しないこと。
- ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- コ 参加表明書等の提出時において、愛西市発注業務指名停止等取扱要領(平成25年愛西市訓令第21号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。ただし、参加表明書等の提出時から契約締結までの間に、市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- サ 参加表明書等の提出時において、「愛西市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成25年3月29日付け愛西市長・愛知県津島警察署長締結)及び「愛西市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱」(平成20年愛西市訓令第5号)に基づく排除措置を受けていないこと。ただし、参加表明書等の提出時から契約締結までの間に、市から排除措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- シ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のない者。
 - ・日本工営都市空間株式会社
 - ・赤塚総合法律事務所

2 参加にあたっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、業務提案書等の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しない。なお、著作権と特許権に対する考え方は次のとおりとする。

ア 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。た

だし、市は、本事業の範囲において公表する場合、その他市が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている維持管理方法等の使用により生じる責任は、原則として応募者が負うこととする。

(5) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 参加無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格要件のない者が行った応募

イ 記名押印を欠く応募

ウ 金額を訂正した応募

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である応募

オ 本事業に係る特定審査会の審査委員に対し、自己に有利になることを目的として接触等働きかけを行った場合

(7) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

第5 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、業務提案書等を作成すること。

1 施設の維持管理、運営等の提案等に関する条件

本事業の範囲である施設の建築物・建築設備等の維持管理業務、調理設備等の維持管理業務、更新・修繕業務、調理等の運営業務、給食配送・回収等の運営業務、配膳の運営業務については、別添要求水準書に従い、業務提案書等を作成すること。

2 提案価格に関する条件

(1) サービス対価について

サービス対価は、年額を4回に分けた金額とし、受注者は四半期の業務完了後、市に請求書を提出する。市は請求書を受領してから30日以内に受注者に当該四半期分のサービス対価を支払うものとする。なお、準備業務にかかる委託料は、準備業務完了後、請求を受けた日から30日以内一括で支払う。

また、受注者は本事業完了時に業務完了届を市へ提出するものとする。

(2) 対象及び食数

対象配送校及び食数は、下記一覧のとおりであるが、詳細は、要求水準書に提示する。

(令和8年3月2日時点)

学校名	食数	学級数	コンテナ数 (食器配送)	コンテナ数 (食缶配送)
永和小学校	327	13	2	2
市江小学校	237	9	1	1
佐屋小学校	639	19	3	2
佐屋西小学校	266	11	2	1
立田南部小学校	126	7	1	1
立田北部小学校	127	7	1	1
永和中学校	195	7	1	1
佐屋中学校	516	15	2	2
立田中学校	161	7	3	3
センター	32	-	-	-
合計	2,626	95	16	14

※特別支援学級と職員室は合計で1学級として計上し、上記学級数に含む。

※コンテナの大きさについて、配送校のダムウェーター容量の都合上、立田南部小学校及び立田北部小学校は少し小さめのサイズ、立田中学校は更に小さいサイズを使用している。

(3) 献立及び給食実施日数等に関する提示

市は、献立及び調理食数並びに食器・食缶等の種別・使用数等に関して、要求水準書に提示する。

(4) 提案上限額

見積価格は、提案上限額を超えない金額とすること。本事業の提案上限額は、金1,488,735,000円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。

なお、物価変動については、契約書(案)にて考え方を示す。

(5) モニタリング

契約書(案)別紙5に従いモニタリングを行い、サービス対価の減額に関する規定に該当する場合はサービス対価の減額の手続きを行う。

第6 契約に関する事項

1 契約の締結

市は、優先交渉権者と随意契約の交渉を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者が契約を締結しない場合は、当該優先交渉権者に代えて公募型プロポーザル方式の総合評価の得点の合計が次に高い者から順に交渉を行い、合意に達した場合、優先交渉権者とし、契約を締結する。

なお、応募者が1社の場合でも、総合評価点が50点以上の場合は、優先交渉権者とする。

2 履行保証人と契約保証金

履行保証人の詳細は要求水準書に示す。契約保証金は、愛西市契約規則(平成17年4月1日規則第38号)第34条(契約保証金の納付の免除)第3項に該当するため免除する。

第7 募集要項等に関する問い合わせ

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

1.	担当部署	愛西市教育委員会 学校教育課
2.	住所	〒496-8555 愛西市稲葉町米野 308 番地
3.	電話	0567-55-7136
4.	E メールアドレス	gakko-kyoiku@city.aisai.lg.jp
5.	ホームページアドレス	https://www.city.aisai.lg.jp/

別紙1 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				市 (※1)	受注者
共通	応募手続	1	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの等	○	
	法令変更	2	当該事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く民間事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	当該事業に直接関係する税制の新設・変更等	○	
		5	消費税率の変更	○	
		6	上記以外の税制度の新設・変更等		○
	許認可取得遅延	7	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		8	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	9	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		10	受注者が行う維持管理業務、運営業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	受注者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	物価変動	14	事業開始後の維持管理費及び運営費等のインフレ・デフレ	△ (※2)	△ (※2)
	債務不履行	15	市の都合により、事業が継続されない場合	○	
		16	改善勧告に関わらず、サービスレベルの回復の見込みがない場合		○
	事業の中止・延期	17	市の帰責事由により事業を中止・延期した場合	○	
		18	受注者の帰責事由により事業を中止・延期した場合		○
		19	上記以外のもの	△ (※3)	△ (※3)
	性能	20	要求水準未達によるもの		○
		21	受注者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	22	不可抗力による損害	△ (※4)	△ (※4)
前契約	応募費用	23	本事業への参加に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	24	優先交渉権者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		25	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
移管	性能確保	26	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	27	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの		○
更新・修繕	更新・修繕の範囲	28	要求水準書に定めている更新・修繕箇所に生じた損害		○
		29	要求水準書に定めない更新・修繕箇所に生じた損害	○	
	更新・修繕費の増大	30	市の指示、提示条件の不備等による費用の増大	○	
		31	上記以外のもの		○
	工事の遅延	32	市の指示、提示条件の不備等による工事の遅延	○	
		33	上記以外のもの		○
	一般的損害	34	工事目的物、材料、他関連工事に関して生じた損害		○
性能未達	35	要求水準書等との不適合（施工不良を含む）		○	

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	負担者	
				市 (※1)	受注者
維持管理・運営	運営開始の遅延	36	市の帰責事由によるもの	○	
		37	受注者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	38	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
		39	受注者の帰責事由によるもの		○
	支払遅延・不能	40	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	41	受注者の行う維持管理業務及び運営業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の変動	42	市の帰責事由によるもの	○	
		43	受注者の帰責事由によるもの		○
	残滓処理費の変動	44	市の指示による残滓処理方法の変更によるもの	○	
		45	法制度の改定によるもの	○	
		46	残滓量の変動によるもの		○
	施設等の損傷	47	市の帰責事由によるもの	○	
		48	受注者の帰責事由によるもの		○
	需要変動	49	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		50	児童・生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動によるもの	○ (※5)	○ (※5)
		51	残滓の変動		○
	光熱水費の変動	52	光熱水費の高騰による負担額の変動	○ (※6)	△
	異物混入（食中毒含む）	53	検収時における調達食材の異常	○	
		54	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		55	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		56	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		57	調理・配送・配膳業務における異物混入等		○
		58	配膳以降、児童・生徒に給食が供される間における異物混入等	○	
		59	原因不明の場合	△ (※7)	△ (※7)
	アレルギー対応リスク	60	アレルギー生徒の情報収集不備、アレルギー情報の伝達ミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○	
		61	突発的な発症	○	
		62	調理段階における禁忌物質の混入		○
		63	配送校・配膳指示の誤り		○
	配送の遅延リスク	64	交通混雑による遅延	△ (※8)	△ (※8)
		65	不可抗力による交通遮断等による遅延	○	
		66	調理の遅延による遅延		○
		67	配送車両の交通事故による遅延		○
	配送費増大リスク	68	食材の納入遅延による遅延	○	
		69	配送校の変更による配送費の変動	△ (※9)	△ (※9)
		70	燃料費の変動による配送費の変動	○ (※10)	△ (※10)
		71	交通事情の悪化等による配送費の増大		○

(※1) 市には、見学者等、受注者と関連のない施設利用者を含む。

- (※2)一定範囲の変動は受注者、それ以上の変動は市が負担する。詳細については契約書(案)にて考え方を示す。
- (※3)市と受注者で協議を行うこととする。
- (※4)一定範囲の変動は受注者、それ以上の変動は市が負担する。詳細については契約書(案)にて考え方を示す。
- (※5)児童・生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動については、一定範囲以上の増減があった場合に委託料を変動させる。詳細については契約書(案)にて考え方を示す。
- (※6)一定範囲の変動は選定事業者、それ以上の変動は市が負担する。詳細については契約書(案)にて考え方を示す。
- (※7)市と受注者で協議を行うこととする。
- (※8)交通混雑事由により、市と受注者で協議。
- (※9)市と受注者で協議を行うこととする。
- (※10)一定範囲の変動は選定事業者、それ以上の変動は市が負担する。詳細については契約書(案)にて考え方を示す。

別紙2 提供給食数の予測

《見積額算定に用いる1日当たりの提供食数》

年度	提供食数
令和9年度	2,588 食
令和10年度	2,551 食
令和11年度	2,514 食
令和12年度	2,478 食
令和13年度	2,443 食

※{児童生徒数+教職員数+センター職員数} 食/日を提供食数として算定

参考に、令和4年度から令和8年度の提供食数を提示する。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
提供食数	2,783 食	2,762 食	2,685 食	2,659 食	2,626 食